

墓碑等の工事を行うみなさまへ

1 墓碑等の工事及び納骨を行うには、壬生町墓園条例施工規則(以下「規則」という。)に定められた手続が必要です。

①使用区画内に、墓碑等を建てる場合は規則に次のような定めがあります。

(墓園施設等工事の届出)

第15条 使用者は、墓園に碑石等及びこれに附随する工作物を新設、改修又は模様替等をしようとするときは、墓園施設等工事着手届(様式第11号)を町長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の工事が完成したときは、墓園施設等完成届(様式第12号)を町長に届け出なければならない。

②墓碑等の設置については規則に次の定めがあります。

(埋葬場所の施設等の制限)

第8条 条例第8条第1項に規定する墓園の使用に関する制限等は、次のとおりとし、これを超えてはならない。以下省略。

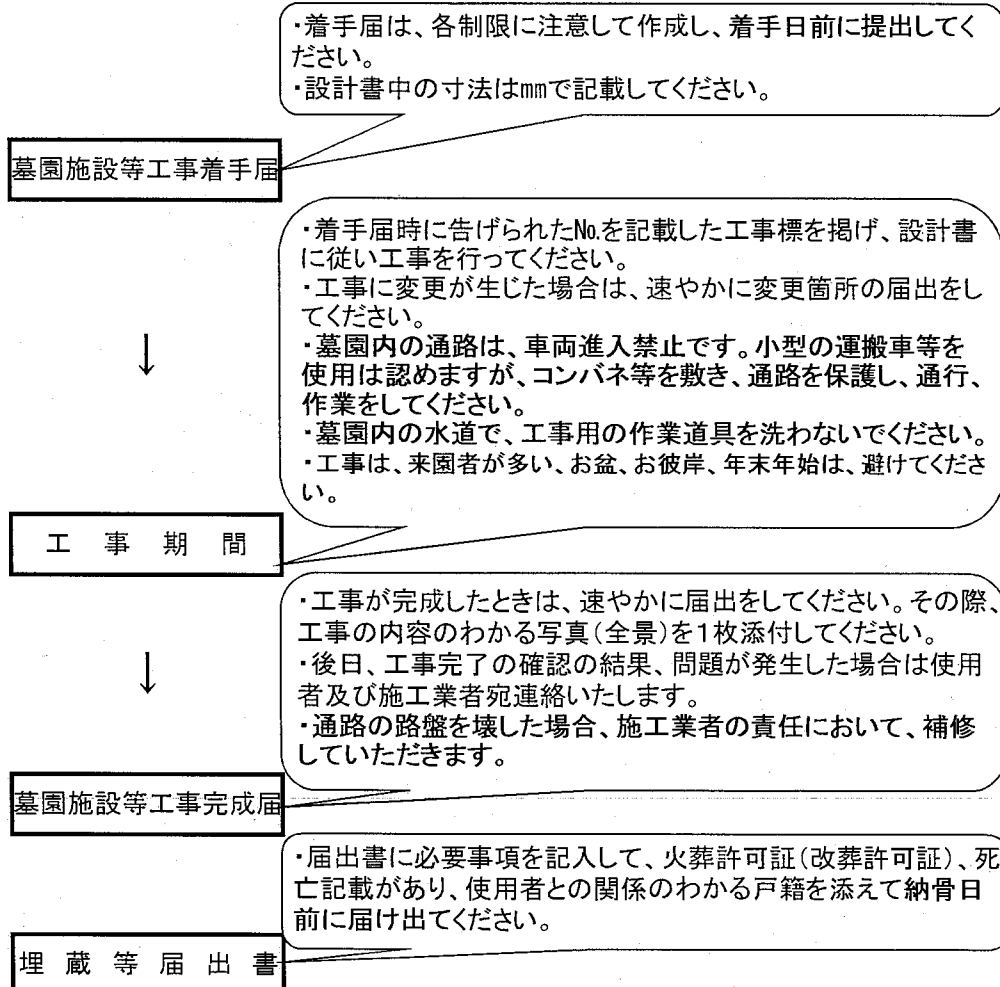
※盛土0.5m、囲障1.0m、碑石2.5m、その他の制限がありますので、必ず、制限を確認の上、施工してください。

③工事完成後、納骨する場合は規則に次の定めがあります。

(納骨等の届出)

第9条 使用者は、焼骨の埋蔵又は改葬をしようとするときは、許可証に焼骨の埋蔵にあっては火葬許可証を、また改葬にあっては墓地所在地の市町村長の改葬許可証を添えて、町長にその旨を届け出なければならない。

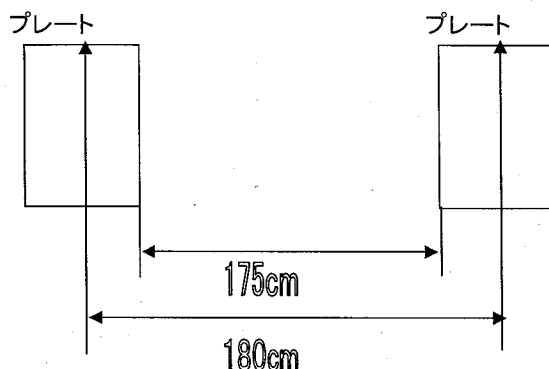
2 墓碑等工事諸届フロー図



◎墓園工事について注意事項

壬生町聖地公園の工事を請け負う業者の方は、次の事項に留意して施工してください。

- (1) 使用区画の間口はお互いに、型枠分2.5cmずつ譲ってもらい、プレートの内々(175cm)の寸法で図面作成すること。



- (2) 区画・通路部分には、盲暗渠が入っているので、後々苦情の出ないように、施工の際、水はけの工夫を施すこと。

- (3) 請け負った区画を間違わないこと。

- (4) 墓園内は車両乗り入れ禁止。小車運搬の使用は認める。

但し、通路の路盤を破損しないように、コンパネ等を必ず敷いて通行し、作業すること。

キャタピラ車両は特に注意し、路盤を破損した場合は、補修すること。

- (5) 墓園内の水道からの水汲みは自由だが、作業道具類は絶対に洗わないこと。

作業道具類を洗っている事業者があった場合、水道の使用を禁止する。

- (6) 掘り出した土の積み置きは、通路側を利用し、両隣の区画は絶対に利用しないこと。また、土を積み置きする際は、シートを敷き、まわりを汚さないようにすること。

- (7) 作業終了後は、周囲の地ならしをしてきれいにする。通路は、ほうき等できれいにならすこと。

作業中もジュースの缶、タバコの吸殻等を投げ捨てておかないこと。

- (8) 工事着手前に、「墓園施設工事着手届」を提出すること。

添付書類 …………… ○図面(姿図・正面図・平面図・側面図)*ミリメートル表示にすること。

○仕様書

※盛土0.5m、囲障1.0m、碑石2.5m、その他の制限があります。

○墓園使用許可証の写し

- (9) 工事が完成したならば、「墓園施設等工事完成届」を提出すること。その際、完成写真(全景)を裏面に両面テープで接着のこと。

* 納骨(埋蔵又は改葬)を控えている場合には、工事完成検査の日程に余裕を持つようにすること。

- (10) 墓園内工事標を作成し、工事期間中は作業区画に建てておくこと。

- (11) 家紋等が門、囲障等から突起する場合、縁石内側より出ないこと。

